平成２１年（フ）第５４２５号
大阪市西淀川区姫島１丁目４番19号
債務者　上田由美こと　朴　　由美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４１号
大阪市住吉区杉本１丁目５番28―501号
債務者　来間　紀宜
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４４号
大阪府八尾市竹渕１丁目233番地　ピコロ竹渕Ｃ号
債務者　髙田　由美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７５号
大阪府池田市豊島北１丁目５番４―73号
債務者　新木きみ子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２８号
大阪市淀川区新高６丁目８番７号、住民票上の住所大阪市淀川区新高６丁目７番15号
債務者　横井ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６８３号
大阪市旭区清水１丁目４番11号
債務者　松山　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６９８号
大阪市都島区都島北通２丁目13番10号
債務者　大﨑　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２３号
大阪市港区港晴２丁目１番Ａ―301号
債務者　吉田　　修
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６６号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目13番13―302号
債務者　河口　　一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７８３号
大阪府東大阪市若江南町３丁目６番７号　東大阪中丸玉フーズ株式会社社宅204号
債務者　谷口　秀雄
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０８号
大阪市淀川区十三東１丁目11番15―Ａ312号
債務者　小川　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８１１号
大阪府枚方市出口３丁目５番13―410号
債務者　苅田　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８１７号
大阪市西成区旭１丁目７番16号　ハイツアサヒ203号
債務者　岩根　勝弘
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８１８号
大阪市西淀川区花川１丁目17番８号
債務者　煤田　勝行
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８号
愛媛県今治市高橋甲1174番地４
債務者　長井　慎司
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８０号
佐賀県唐津市菜畑1067番地４、前住所佐賀県唐津市神集島2470番地
債務者　髙﨑　由美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１０４２号
仙台市太白区泉崎１丁目33番１号　セジュール・光102
債務者　間宮　敏美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係